

⑥ 所得階層別

(単位：人、千円)

区 分	300 万 円 以 下		300 万 円 超 400 万 円 以 下		400 万 円 超 500 万 円 以 下		500 万 円 超 600 万 円 以 下			
	人 員	所 得 金 額	人 員	所 得 金 額	人 員	所 得 金 額	人 員	所 得 金 額		
第1種事業	所得税課税者	213	622,535	1,661	5,704,774	X	4,511,520	X	3,404,481	
	所得税失格者	12	33,149	85	267,266	X	98,213	X	15,829	
	計	225	655,684	1,746	5,972,040	1,048	4,609,733	638	3,420,310	
第2種事業	所得税課税者					X	4,897			
	所得税失格者									
	計					X	4,897			
第3種事業	以外のもの等	所得税課税者	X	103,207	366	1,240,139	200	886,043	148	796,636
		所得税失格者	4	11,800	12	43,056	X	9,043	X	5,041
		計	X	115,007	378	1,283,195	X	895,086	X	801,677
	あん摩業等	所得税課税者	X	2,996	23	78,358	10	44,498	X	10,922
		所得税失格者								
		計	X	2,996	23	78,358	10	44,498	X	10,922
	小 計	40	118,003	401	1,361,553	X	939,584	151	812,599	
合計	所得税課税者	249	728,738	2,050	7,023,271	1,234	5,446,958	784	4,212,039	
	所得税失格者	16	44,949	97	310,322	27	107,256	5	20,870	
	計	265	773,687	2,147	7,333,593	1,261	5,554,214	789	4,232,909	

区 分	600 万 円 超 700 万 円 以 下		700 万 円 超 1000 万 円 以 下		1,000万円超		合 計			
	人 員	所 得 金 額	人 員	所 得 金 額	人 員	所 得 金 額	人 員	所 得 金 額		
第1種事業	所得税課税者	372	2,359,976	530	4,242,940	339	4,503,822	4,772	25,350,048	
	所得税失格者	3	14,061	4	15,072			133	443,590	
	計	375	2,374,037	534	4,258,012	339	4,503,822	4,905	25,793,638	
第2種事業	所得税課税者							X	4,897	
	所得税失格者									
	計							X	4,897	
第3種事業	以外のもの等	所得税課税者	X	480,535	X	1,416,124	189	3,044,643	1,185	7,967,327
		所得税失格者							19	68,940
		計	X	480,535	X	1,416,124	189	3,044,643	1,204	8,036,267
	あん摩業等	所得税課税者	X	6,630	X	8,295			X	151,699
		所得税失格者								
		計	X	6,630	X	8,295			X	151,699
	小 計	77	487,165	172	1,424,419	189	3,044,643	X	8,187,966	
合計	所得税課税者	449	2,847,141	702	5,667,359	528	7,548,465	5,996	33,473,971	
	所得税失格者	3	14,061	4	15,072			152	512,530	
	計	452	2,861,202	706	5,682,431	528	7,548,465	6,148	33,986,501	

- (注) 1 一人で2以上の業種を兼業するものについては、主たる業種に記載した。
 2 所得階層区分の所得金額とは、事業主控除前の年所得金額をいう。この場合において、中途開廃業者についてはその所得を年所得に換算した額の所得区分欄に人員及び実績額を記載した。
 3 第3種事業中、あん摩業等とは、あん摩、マッサージ又は指圧、はり、きゅう業等標準税率3%の適用を受ける業種をいう。
 4 2以上の都道府県に分割して事業を行う個人については、主たる事業所等を香川県に有するものについてのみ記載した。